

特 定 地 域 型 保 育 事 業

(家庭的保育事業・小規模保育事業)

指導検査基準

(令和7年4月1日適用)

墨田区子ども・子育て支援部指導検査課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	関係法令等及び関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	関係法令等及び関係通達等以外の法令又は通知に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、当該違反が、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、関係法令等及び関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	関係法令等及び関係通達等のいずれにも適合する場合、水準向上のための「助言指導」を行う。

運 營 管 理 編

目

1 児童の入所状況等	
(1) 定員の遵守	1
(2) 認可内容の変更	1
(3) 確認内容の変更	2
(4) 正当な理由のない提供拒否の禁止	2
(5) あっせん、調整及び要請に対する協力	2
(6) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	3
2 基本方針及び組織	
(1) 基本的理念	3
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	3
(3) 個人情報保護	3
(4) 秘密保持	4
(5) 苦情解決	4
(6) サービスの質の評価等	5
(7) 保育所運営規程	5
(8) 掲示	6
(9) 内容及び手続の説明及び同意	6
(10) 業務日誌（園日誌）	6
(11) 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	7
(12) 情報の提供等	7
(13) 地域との連携等	7
(14) 連携施設の設定	7
3 就業規則等の整備	
(1) 就業規則	9
(2) 給与規程	10
(3) 育児休業規程等	10
(4) 旅費	14
(5) 労使協定等	14
(6) 周知の措置等	15

次

4 職員の状況	
(1) 職員配置	15
(2) その他の加算・減算の状況等	20
(3) 職員の資格保有	21
(4) 採用、退職	23
(5) 関連帳簿の整備	23
5 勤務状況	
(1) 勤務体制	24
(2) 均等な待遇の確保	24
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	24
(4) 勤務状況の帳簿の整備	24
6 職員給与等の状況	
(1) 本俸・諸手当	25
(2) 社会保険	25
(3) 賃金台帳	25
7 健康管理	
(1) 安全衛生管理体制	25
(2) 健康診断	25
8 職員研修	26
9 施設長(家庭的保育事業者含む)の責務	26
10 建物設備等の管理	
(1) 建物設備の状況	27
(2) 建物設備の安全、衛生	29
11 災害対策の状況	
(1) 管理体制（防火管理者）	29
(2) 防火対策	30
(3) 消防計画等	30
(4) 消防署の立ち入り検査	30
(5) 防災訓練等	31
(6) 災害発生時等への備え	31
(7) 保安設備	32
(8) 安全対策	33

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日政令第74号「児童福祉法施行令」	児童福祉法施行令
3	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	子ども・子育て支援法
6	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	子ども・子育て支援法施行規則
7	平成26年9月30日条例第41号「墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例第41号
8	平成26年9月30日条例第42号「墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区条例第42号
9	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	特定運営基準
10	平成26年4月30日厚生労働省令第61号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」	家庭設備運営基準
11	平成26年9月5日雇児保発0905第2号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」	家庭設備運営取扱
12	令和5年5月19日 こ成保38・5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
13	平成27年3月26日26墨福子ど第2498号「墨田区家庭的保育事業等認可要綱」	認可要綱
14	平成27年3月23日26墨福子ど第2455号「墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等に関する要綱」	確認等に関する要綱
15	平成27年3月26日26墨福子ど第2933号「墨田区小規模保育事業所の設備及び運営の基準に関する要綱」	小規模保育設備運営基準要綱
16	平成27年3月26日26墨福子ど第2834号「墨田区家庭的保育事業所の設備及び運営の基準に関する要綱」	家庭的保育設備運営要綱
17	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
18	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575号通知
19	平成14年3月19日13福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて(指針)」	13福総監第917号
20	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
21	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
22	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
23	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
24	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
25	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児介護休業法施行規則
26	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
27	令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇均発0120第1号
28	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
29	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
30	昭和47年6月8日法律第57条「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
31	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
32	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
33	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
34	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
35	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」	震災対策条例
36	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
37	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知
38	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発0915第1号通知
39	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況等 (1) 定員の遵守	1 家庭的保育事業 3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。 また、保育専用室を2階以上に設ける場合、家庭的保育者が保育できる人数は2人以下とし、補助者を雇用して2人で保育する場合、4人以下とする。 2 小規模保育事業所A型・B型 6人以上19人以下とする。この要綱に定める設備、面積、職員配置等の基準を満たしている場合で、区長が認めた場合にあっては、22人までの範囲内において当該定めた定員を超えて保育を行うことができる。 3 小規模保育事業所C型 6人以上10人以下とする。 4 定員の弾力化 小規模保育事業所は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例等に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上のときは、定員の見直しを行うこと。	1 認可定員は遵守されているか。	(1) 児童福祉法第6条の3第9項、第10項 (2) 家庭設備運営基準第23条第3項、第35条 (3) 家庭的保育設備運営要綱第9条第1項 (4) 特定運営基準第37条、第48条 (5) 小規模保育設備運営基準要綱第3条第1項アイ (1) 小規模保育設備運営基準要綱第3条第1項ウ	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (2) 定員の見直し等を行っていない。 (3) 入所児童数が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (4) 定員の見直し等を行っていない。	C B B B
(2) 認可内容の変更	施設の設置認可事項について変更が生じた時は、変更しようとする日の20日前までに、家庭的保育事業等変更届出書に必要書類を添付し、区長に届出するものとする。 ① 名称の変更 ② 所在地（住所）表示の変更 ③ 保育事業者の名称変更 ④ 保育事業者の代表者の変更 ⑤ 保育事業者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地の変更） ⑥ 土地、建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更 ⑦ 定員又は年齢区分の変更 ⑧ 施設長の変更 ⑨ 調理業務に関する変更 ただし、⑥から⑧までに掲げる事項について変更を届け出ようとする者は、変更をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって区長に協議するものとする。この場合において、施設の改築、増築、大規模改修を行うときは、基本計画の段階において区長に協議するものとする。	1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 認可要綱第5条 (2) 児童福祉法施行規則第36条の36の3項、4項	(1) 認可内容の変更を届け出ているか。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 確認内容の変更	1 名称等の変更の届出等 確認申請に変更があったときは、変更に係る事項について１０日以内に、区長に届け出なければならない。 〈主な変更届出事項〉 ① 施設・事業所の名称 ② 施設・事業所の所在地 ③ 主たる事務所の所在地 ④ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ⑤ 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並 ⑥ 施設・事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑦ 給付費の請求に関する事項 ⑧ 連携協力を行う特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（地域型保育事業の事業所に限る。） 2 利用定員の減少の届出 特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の３月前までに、区長に届け出なければならない。 〈提出書類等〉 ① 利用定員を減少しようとする年月日 ② 利用定員を減少する理由 ③ 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 ④ 満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの減少後の利用定員 3 利用定員の増加の届出 確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、確認の変更を申請することができる。 〈提出書類等〉 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 ④ 満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数 ⑤ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 ⑥ 利用定員を増加しようとする理由	1 確認内容の変更を届け出ている	(1) 子ども・子育て支援法第４７条第１項 (2) 子ども・子育て支援法施行規則第４１条第１項、２項 (3) 確認等に関する要綱第４条第１項 (1) 子ども・子育て支援法第４７条第２項 (2) 子ども・子育て支援法施行規則第４１条第３項 (3) 確認等に関する要綱第４条第２項 (1) 子ども・子育て支援法第４ (2) 子ども・子育て支援法施行規則第４０条 (3) 確認等に関する要綱第３条	(1) 確認内容の変更を届け出ている	C
(4) 正当な理由のない提供拒否の禁止	特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由がなく受け入れを拒んでいないか。	(1) 子ども・子育て支援法第45条第１項 (2) 特定運営基準第39条第１項	(1) 正当な理由がなく受け入れを拒んでいる。	C
(5) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について子ども・子育て支援法第54条第１項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 子ども・子育て支援法第54条第２項 (2) 特定運営基準第40条第１項	(1) 区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2 区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 特定運営基準第40条第2項	(1) 区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力していない。	B
	特定地域型保育事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	1 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が適切に行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 特定運営基準第9条第2項、第50条	(1) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が適切に行われるよう必要な援助を行っているか。	B
2 基本方針及び組織					
(1) 基本的理念	1 利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 また、職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。	(1) 特定運営基準第24条、第50条 (2) 家庭設備運営基準第11条 (3) 労働基準法第3条	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。	C
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	2 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 また、特定地域型保育事業者は、当該事業を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	2 利用者の立場に立った特定地域型保育を提供するよう努めているか。	(1) 特定運営基準第3条 (2) 社会福祉法第3条、第5条	(1) 利用者の立場に立った特定地域型保育の提供に努めていない。	C
	特定地域型保育事業所の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 特定地域型保育事業者は、当該事業を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (参考) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）	1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1) 特定運営基準第3条、第25条、第50条 (2) 家庭設備運営基準第12条 (3) 児童福祉法第33条の10 (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第3条 (5) 保育所保育指針第1章1（5）ア (6) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。	C
(3) 個人情報保護	特定地域型保育事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第15条～条33条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	(1) 適切な措置を講じていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 秘密保持	④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。 1 特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置（例）＞ ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 2 特定地域型保育事業者は、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、満3歳未満保育認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	2 情報を提供するには、あらかじめ文書により当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ている。	(3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2) (1) 特定運営基準第27条第3項、第50条	(1) 文書により当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ていない。	C
(5) 苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する利用乳幼児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する満3歳未満保育認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該満3歳未満保育認定子どもの家族（以下この条において「満3歳未満保育認定子ども等」という。）からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び満3歳未満保育認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 苦情の内容を記録しているか。 3 区が実施する事業に協力するよう努めているか。 4 区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、及び満3歳未満保育認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1) 特定運営基準第30条第1項、第50条 (2) 家庭設備運営基準第21条第1項 (3) 保育所保育指針第1章1(5) (1) 特定運営基準第30条第2項、第50条 (1) 特定運営基準第30条第3項、第50条 (1) 子ども・子育て支援法第14条第1項 (2) 特定運営基準第30条第4項、第50条 (3) 家庭設備運営基準第21条第2項	(1) 苦情受付窓口を設置していない。 (2) 苦情解決に適切に対応していない。 (1) 苦情の内容を記録していない。 (2) 苦情の内容の記録が不十分である。 (1) 区が実施する事業に協力するよう努めていない。 (1) 適切に対応していない。	C C B B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) サービスの質の評価等	5 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合には、4の改善の内容を区に報告しなければならない。 〈小規模保育事業〉 6 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。 なお、第三者委員は複数選任が望ましい。 7 小規模保育事業者は、社会福祉法に基づき、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。	5 区からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って必要な改善の内容を区に報告しているか。 6 事業所内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。	(1) 特定運営基準第30条第5項、第50条 (1) 社会福祉法第82条 (2) 児発第575号通知 (3) 13福総監第917号	(1) 適切に対応していない。 (1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。 (3) 第三者委員を設置していない。 (4) 対応が不十分である。 (5) 利用者への周知が行われていない (6) 利用者への周知が不十分である。	C C C B B C B
	7 小規模保育事業者は、社会福祉法に基づき、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。	7 運営適正化委員会の調査等に対応しているか。	(1) 社会福祉法第83条～第85条	(1) 適切に対応していない。	C
	特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 また、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。	(1) 区条例42号第4条 (2) 特定運営基準第45条 (3) 家庭設備運営基準第5条第3項、第4項 (4) 社会福祉法第78条 (5) 平成26年4月1日雇児発第0401第12号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」 (6) 平成24年9月7日24福保指指第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）について（通知）」	(1) サービス評価等、サービスの質の向上のための取組を行っていない。 (2) 取組が不十分である。	B B
	特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 特定運営基準第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	1 運営規程を適切に定めている	(1) 特定運営基準第46条 (2) 家庭設備運営基準第18条 (3) 家庭設備運営取扱2（4）	(1) 運営規程等を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 掲示	特定地域型保育事業者は、事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。 ① 運営規程の概要 ② 職員の勤務の体制 ③ 利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項	1 見やすい場所に、掲示している 2 自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	(1) 区条例第42号第5条 (2) 特定運営基準第23条、第50条	(1) 見やすい場所に、掲示していない (2) 自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。	B B
(9) 内容及び手続の説明及び同意	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ① 運営規程の概要 ② 連携施設の種類、名称、連携協力の概要 ③ 職員の勤務体制 ④ 特定運営基準第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項 2 特定地域型保育事業者は、この府令（府令39号「特定運営基準」の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、1の文書の交付に代えて、当該教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を特定運営基準第62条第2項各号及び第3項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 3 特定地域型保育事業者は、電磁的方法により、1に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （1）電磁的方法のうち特定地域型保育事業者が使用するものの （2）ファイルへの記録の方式 4 3の承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等が再び3の承諾をした場合を除き、1に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。	1 文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 2 当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。 3 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 4 当該教育・保育給付認定保護者等から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。	(1) 特定運営基準第38条 (1) 特定運営基準第62条2項、第3項 (2) 家庭設備運営基準第49条	(1) 文書を交付していない。 (2) 交付文書が不十分である。 (3) 利用申込者の同意を得ていない。 (1) 当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供していない。 (1) 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	C B C B
(10) 業務日誌（園日誌）	施設の状況を的確に把握するため、業務（園）日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 <例> 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 業務（園）日誌を適切に作成しているか。	(1) 特定運営基準第49条 (2) 家庭設備運営基準第19条	(1) 業務（園）日誌が未作成である。 (2) 記録が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 教育・保育給付認定保護者に関する区への通	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 認定内容と実態に相違がある場合、その旨を区に報告している	(1) 特定運営基準第19条、第50条	(1) 保護者の不正行為について、区に報告していない。	B
(12) 情報の提供等	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業所を選択することができるように、当該特定地域型保育事業所が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 事業所の選択に資するよう、情報提供を行うよう努めている。 2 事業について広告する場合、内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	(1) 特定運営基準第28条第1項、第50条 (1) 特定運営基準第28条第2項、第50条	(1) 情報提供を行うよう努めていない。 (1) 事業の広告内容が、虚偽である又は誇大なものとなっている。	B B
(13) 地域との連携等	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民との交流・連携の取り組みを行うよう努めているか。	(1) 特定運営基準第31条、第50条 (2) 保育所保育指針第1章1	(1) 地域住民との交流・連携の取り組みを行うよう努めていない。	B
(14) 連携施設の設定	1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（以下「保育内容支援」という。）を実施すること。 ただし区長は特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、上記（1）の規定を適用しないこととすることができる。 ①特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 ②次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。イ特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。ロ保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。	1 連携施設を確保しているか。 1 要件を満たしているか。	(1) 特定運営基準第42条第1項第1号・第2項 (2) 家庭設備運営基準第6条 (3) 家庭設備運営取扱2（2） (4) 特定運営基準第42条第1項第1号・第2項 (5) 家庭設備運営基準第6条第2項 (6) 特定運営基準第42条第1項第2号・第4項 (7) 家庭設備運営基準第6条第1項第2号・第4項	(1) 連携施設を確保していない。 (1) 要件を満たしていない	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	ただし区長は特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、上記（２）の規定を適用しないこととすることができる。 ①特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと区長が認めること。イ特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。ロ代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ②区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ただし区長は次のいずれかに該当するときは、上記（３）の規定を適用しないこととすることができる。 ①区長が児童福祉法第２４条第３項（同法附則第七十三条第一項の基準により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 ②特定地域型保育事業者による上記（３）に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（①に該当する場合を除く。）		(8) 特定運営基準第４２条第1項第３号・第6項 (9) 家庭設備運営基準第６条第1項第3号・第6項		
2	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満３歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に満３歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	1 連携施設等と密接な連携に努めているか。	(1) 特定運営基準第４２条第１項	(1) 連携施設と密接な連携に努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 就業規則等の整備 (1) 就業規則	(連携施設に関する経過措置) 3 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、特定運営基準第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。		(1) 特定運営基準附則第5条 (2) 家庭設備運営基準附則第3条		
	1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。	1 就業規則を整備しているか。	(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条	(1) 就業規則を作成していない。	B
	2 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。	2 非常勤職員就業規則を整備しているか（就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合）。	(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	(1) 非常勤職員就業規則を作成していない。	B
	3 職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましい。	3 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。 ・ 有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。 ・ 勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・ 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか（平成25年4月1日施行）。	(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条	(1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 就業規則の内容が不適正である。 (3) 就業規則と現状に差異がある。	B B B
	4 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的必要記載事項（就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。）並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法 (2) 相対的必要記載事項（当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項）	4 労働基準監督署に届け出ている	(1) 労働基準法第89条、第90条第2項	(1) 労働基準監督署に届け出ている	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 職業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項 なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要がある、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。				
(2) 給与規程	1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。 2 職員の給与の支給については、労働基準法（差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等）及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。 3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 2 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。 3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	(1) 労働基準法第89条、第9条 (1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条 (1) 労働基準法第15条、第89条 (2) 雇児発第488号通知5(3)	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 給与規程の内容が不適正である。 (2) 給与規程と実態に差異がある。 (1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。	B B B B
(3) 育児休業規程等	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から1年以内（1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかなる場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）	(1) 労働基準法第89条、第9条 (2) 基発第712号通知 (3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条 (4) 育児介護休業法施行規則第8条、第21条の3 (5) 雇均発第0120第1号	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間 また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 ※ 出生時育児休業（産後/パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (2) 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・ 育児休業に関する相談体制の整備 ・ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・ 1週間の所定労働時間が2日以下の従業員	2 育児休業制度について、適切に実施しているか。 3 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合） 4 介護休業制度について、適切に実施しているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第1第22条、第23条 (3) 育児・介護休業法施行規則第24条 (4) 雇均発0120第1号	(!) 育児休業を適切に実施していない。 (1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出ていない。 (1) 介護休業制度について、適切に実施していない。	B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・ 介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 介護休業の取得に必要な手続 ・ 介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 (2) 事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・ その雇用する労働者に対する介護休暇・介護両立支援制度等に係る研修の実施 ・ 介護休暇や介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ・ その他の厚生労働省令で定める介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置 3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、一日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ 在宅勤務等の措置 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ・ 短時間勤務制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度	1 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条	(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(2) 所定外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (3) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育するものから、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間 1 月 2 4 時間、1 年 1 5 0 時間） (4) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育するものから、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後 1 0 時から午前 5 時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。			(2) 所定外労働時間の制限について、適切に実施していない。 (3) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。 (4) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。	B B B
4	子の看護等休暇 小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園（入学）式、卒園式への参加のため、労働者 1 人につき 1 年度において 5 日（子が 2 人以上の場合、1 0 日）休暇を取得できる。 子の看護等休暇は 1 日単位又は時間単位で取得することができる。	2 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第 1 6 条の 2 ～ 第 1 6 条の 4	(1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。	B
5	介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1 年度において 5 日まで（その介護、世話をする対象家族が 2 人以上の場合、1 0 日）、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は 1 日単位又は時間単位で取得することができる。	3 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第 1 6 条の 5 ～ 第 1 6 条の 7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
6	労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	4 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第 2 6 条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか（実費以外を支給している場合）。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 旅費に関する規程を整備していない。 (2) 旅費に関する規程が内容不備又は規程内容と実態に差異がある。	B B
(5) 労使協定等	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。 2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。 3 変形労働時間制等 (1) 1か月以内の変形労働時間制 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1か月超1年以内の変形労働時間制 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。（時間外及び休日に労働させる場合） 2 24協定を適切に締結しているか。（賃金から法定外経費を控除する場合） 3 変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第36条 (1) 労働基準法第24条 (1) 労働基準法第32条の2から第32条の4	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出ない。 (3) 協定内容と現状に差異がある。 (1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続きが不適切である。 (1) 変形労働時間制（1か月以内）に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 変形労働時間制（1か月超1年以内）に関する協定を締結していない。 (3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出ない。	B B B B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 周知等の措置	1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。 2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。	1 就業規則等を職員に周知しているか。 2 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。	(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2 (1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 昭和63年1月1日基発第1号 「改正労働基準法の施行について」	(1) 職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 個人の同意を得ていない。	B B
4 職員の状況					
(1) 職員配置	1 家庭的保育事業 (ア) 保育従事者 基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。 i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者 子ども3人につき家庭的保育者1人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人） ii その他 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定 (注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (イ) その他 i 非常勤調理員等（注） (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 ii 非常勤事務職員（注1・2） (注1) 利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者加算（⑦）の適用を受ける事業所を除く。 (注2) 家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 iii 嘱託医・嘱託歯科医	1 職員配置は適正に行われている	(1) 家庭設備運営基準第23条 (2) 留意事項通知別紙5Ⅱ1 (2)	(1) 職員配置が適正に行われていない	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 小規模保育事業A型 (ア) 保育従事者(※) 基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育従事者(A型は保育士)が配置されていること。 i 年齢別配置基準(※) 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人 上記はすべて保育士であること。(墨田区は常勤であること) (注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 (注2) 確認に当たっては以下の算式によること。 <算式> { 1、2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)) } + { 乳児数×1/3(同) } + 1 = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入) ii その他(※) a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者(A型は保育士)1人 b 上記 i の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定(注) (注) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (※) A型は、小規模保育設備運営基準要綱第6条第4項に基づき、保健師又は看護師については、一人に限り、保育士とみなすことができる。 (イ) その他 i 管理者 1人 (注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。 <児童福祉事業等に従事した者の例示> 児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設又は地域型保育事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 <同等以上の能力を有すると認められる者の例示> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第41号第4条、 (2) 家庭設備運営基準第29条、附則6条 (3) 留意事項通知別紙6Ⅱ1(2) (4) 小規模保育設備運営基準要綱第6条 (5) 平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」 (6) 令和3年3月19日2墨子施第3269号「墨田区小規模保育事業所の設備及び運営の基準に関する要綱第6条第5号に規定する区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者の取扱い並びに幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の取扱いについて」	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	ii 非常勤調理員等（注） （注）調理業務の全部を委託する場合、または、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 iii 非常勤事務職員（注） （注）管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 iv 嘱託医・嘱託歯科医 ＜保育士配置に係る特例について（A型のみ）＞ 児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（家庭設備運営基準附則 6 条関係） 児童の人数に応じて必要となる保育士の数が 1 名となるときは、保育士を 1 人以上とすることができる。ただし、保育士 1 名に加えて、都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。 ※知事が適当と認める者 次の a から c のいずれかに該当する者であって、かつ、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者。 a 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設等、児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項、第 10 項、第 12 項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）に基づく認証保育所又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して 1 年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均 80 時間以上とする。 b 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に定める家庭的保育者 c 子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	3 小規模保育事業B型 (ア) 保育従事者 (※) 基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。 また、これとは別に非常勤保育従事者が配置されていること。 i 年齢別配置基準 (※) 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人上記のうち1/2以上は常勤の保育士であること。 (墨田区は6割以上は常勤の保育士であること。) (注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 (注2) 確認に当たっては以下の算式1(保育従事数)、算式2(保育士数)によること。 <算式1> {1、2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3(同)} + 1 =配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入) <算式2> 配置基準上保育従事者数×0.6=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入) ii その他 (※) a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人 b 上記iの保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定 (注) (注) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (※) B型は、小規模保育設備運営基準要綱第7条第5項に基づき、保健師又は看護師については、一人に限り、保育士とみなすことができる。 (イ) その他 i 管理者 1人 (注) ii 非常勤調理員等 (注) iii 非常勤事務職員 (注) iv 嘱託医・嘱託歯科医 (注) については小規模保育事業A型と同様とする。		(1) 区条例第41号第5条 (2) 家庭設備運営基準第31条 (3) 留意事項通知i別紙6Ⅱ1(2) (4) 小規模保育設備運営基準要綱第7条		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	4 小規模保育事業C型 (ア) 保育従事者 基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育従事者が配置されていること。 i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者 子ども3人につき家庭的保育者1人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人） ii その他 a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人 b 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定 (注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (イ) その他 i 管理者 1人 (注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。 <児童福祉事業等に従事した者の例示> 児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所に おける移行前の認可外保育施設の職員等 <同等以上の能力を有すると認められる者の例示> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 ii 非常勤調理員等（注1・2） （注1）グループのうちいずれかの利用子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が兼ねることができること。 （注2）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 iii 非常勤事務職員（注） （注）管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 iv 嘱託医・嘱託歯科医 ※保育所の開設後において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び在籍数のそれぞれについて、上記の算定方法により算出し、いずれか多いほうの因数を基準職員とする。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 家庭設備運営基準第34条 (2) 留意事項通知別紙7Ⅱ1（2） (3) 小規模保育設備運営基準要綱第8条 (4) 小規模保育設備運営基準要綱第6条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<常勤職員の定義> 次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。 ア 小規模保育事業所を運営する設置者と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（１年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） イ 労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３条）第５条第１項第１の３号により明示された就業の場所が当該小規模保育事業所であること。 ウ 勤務時間が、当該小規模保育事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（一か月に勤務すべき時間数が１２０時間以上に限る）に達しているか、１日６時間以上かつ月２０日以上であり、常態的に勤務しているもの。 エ 当該小規模保育事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被 保険者である者。 ５ 家庭的保育事業所等は他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業者等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。		(1) 小規模保育設備運営基準要綱第２条（２）		
		２ 必要な保育士や面積を確保し、利用児童の保育に支障が生じていないか。	(1) 家庭設備運営基準第１０条	(1) 必要な保育士や面積を確保していない。利用児童の保育に支障が生じている。	C
(2) その他の加算・減算の状況等	公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算・減算等の要件に基づいて、適正に認定を受ける必要があ	１ 対象とする加算・減算について、要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙６Ⅲ～Ⅵ	(1) 対象とする加算・減算について、要件を満たしていない。 (2) 申請内容が一部不適正なところがある。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 職員の資格保有	1 施設長、保育士及び嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。 〈家庭的保育事業者〉 1 保育士の資格を有する者については、次の2つの条件を満たし、研修を終了した者であること。 (1) 保育施設における保育士の業務経験を1年以上有する者。 (2) 子育て支援員研修(地域保育コース)又はそれと同等の研修を修了した者。 2 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者については、次の2つの条件を満たし、研修を終了した者であること。 (1) 保育施設における保育補助の実務経験を1年以上有する者。 (2) 子育て支援員研修(地域保育コース)又はそれと同等の研修及び家庭的保育者認定研修を修了した者。 3 未就学児を養育している、介護を要する者を日中介護しなければならない等保育する乳幼児の保育に専念できない状況にないこと。なお、出産の場合は家庭的保育事業の廃止の手続きを行うこと。 4 新たに家庭的保育事業を始める場合には満25歳から満55歳(4月1日時点で55歳)以下とする。 5 保育を適正に実施し安全を確保するために、家庭的保育事業者は、特例期間の適用のある者を除き満65歳に達した年度の3月31日までの者とする。特例期間内は1年ごとに審査を行い、要件を満たす満70歳に達した年度の3月31日までの者のみ更新できるものとする。 6 家庭的補助者(以下「補助者」という。)を雇って利用乳幼児を4人以上保育する家庭的保育事業者は、保育士資格を有すること。 ただし、1(1)、2(1)及び4については、平成29年4月1日以降に認可された家庭的保育者に適用する。	1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。	(1) 家庭設備運営基準第8条、第23条、第29条、第31条、第34条 (2) 家庭的保育設備運営要綱第3条、第4条 (3) 小規模保育設備運営基準要綱第9条1項	(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	〈家庭的保育事業者が雇用する家庭的保育補助者〉 家庭的保育補助者は次の要件を満たす者とする。 1 子育て支援員研修(地域保育コース)を修了した者、又はそれと同等の研修を修了した者であること。 2 家庭的保育事業者と雇用契約を結んだ者であること。 3 特例期間の適用の家庭的保育事業者が雇用する補助者及び助手の年齢については、満70歳に達した年度の3月31日までの者とする。なお、保育専用室を2階以上に設ける場合の補助者及び助手については、満65歳に達した年度の3月31日までの者とする。(第9条施設の基準を参照) 〈小規模保育事業所の施設長〉 保育士であって、以下のいずれかの施設において月20日以上、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した経験があること。 ア 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設 イ 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1157号)に定める東京都認証保育所 ウ 東京都保育室運営事業実施要綱(平成21年8月25日21福保子第697号 平成23年4月1日廃止)に定める施設 エ 児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育事業所 オ 児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業所 カ 児童福祉法第6条の3第11項に定める居宅訪問型保育事業の実施事業所 キ 児童福祉法第6条の3第12項に定める事業所内保育事業所 ク 墨田区施設型小規模保育所実施要綱(平成25年7月9日25墨福子子第567号)に定める墨田区施設型小規模保育所 ケ 墨田区グループ型家庭的保育事業運営要綱(平成24年3月30日23墨子子第663号)に定める墨田区グループ型家庭的保育事業所 2 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。				
	2 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。	2 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。	(1) 児童福祉法第18条の23	(1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。	0

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 採用、退職	1 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをして	(1) 均等法第5条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。	B
	2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む） ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む） ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） 上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。	2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。	B B
	3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有機労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。 ＜パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書（雇用契約書）等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年労働省令第34号）第2条	(1) 非常勤職員に労働条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である。	B B
(5) 関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書（保育士証の写し、医師免許証の写し等） (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 ＜記載事項＞ ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその事由 ⑨死亡年月日及びその原因等	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備している 2 履歴書を整備しているか。 3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	(1) 特定運営基準第49条 (2) 家庭設備運営基準第19条 (1) 特定運営基準第49条 (2) 家庭設備運営基準第19条 (1) 労働基準法第107条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第53条、第56条	(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (1) 履歴書を整備していない。 (1) 労働者名簿を整備・保管していない。	C B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 勤務状況					
(1) 勤務体制	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(2) 均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) 均等法第6条～第9条 (1) 均等法第12条、第13条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条	(1) 性別による差別的取扱をしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。 (1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B B B
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令2号）第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。 (2) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・ 出勤・退勤に関するもの（タイムカード） ・ 出張（外出）に関するもの ・ 所定時間外勤務に関するもの ・ 休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 特定運営基準第49条 (2) 家庭設備運営基準第19条 (3) 労働基準法第109条 (4) 労働基準法施行規則第24条の7 (5) 労働安全衛生法第66条の8の3 (6) 労働安全衛生規則52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 職員給与等の状況					
(1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。	B
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、原則として保育所は社会保険に加入の義務がある。	1 社会保険への加入は適正か。 ・ 健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 ・ 健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいないか。	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条 (2) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条 (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条 (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条 (6) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条 (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第54条、第55条、第56条	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	B
7 健康管理					
(1) 安全衛生管理体制	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 ・ 労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 （職員が常時10人以上50人未満の施設において）衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、23条の2	(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B
(2) 健康診断	常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（雇入時健康診断） 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。 また、家庭的保育者の従業員については労働安全衛生法等に準ずるが、従業員が健康診断を積極的に受けるよう配慮するのが望ましい。	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 家庭設備運営基準第17条第4項 (2) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (3) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第52条の9 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法が不適切である。	C C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 職員研修	- 健康診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検 - 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。 - 労働者が常時50人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。 - 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施すること。 - 労働者が常時50人以上の施設においては、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うこと。		(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27条の2 (6) 平成31年1月30日基発第0130第1号「短時間労働者及び有期労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」11(4)ト (7) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」 (8) 家庭的保育設備運営要綱第8条		
	特定地域型保育事業所の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 また、施設長(家庭的保育事業者含む)は、特定地域型保育事業の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。	2 結果の記録を作成・保存しているか。 3 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか（職員が常時50人以上の施設のみ）。	(1) 労働安全衛生規則第51条 (1) 労働安全衛生規則第52条	(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。 (1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。	B B
	- 職場における研修の充実を図ること。 - 外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 - 職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 - 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、特定地域型保育事業所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められていること。 - 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 - 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 - 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 特定運営基準第47条第3項 (2) 家庭設備運営基準第9条 (3) 保育所保育指針第1章3(1)ウ、第5章2(2)、3、4 (4) 社会福祉法第90条 (5) 平成19年8月28日厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3-2②③	(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。	C B B
	- 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、特定地域型保育事業所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められていること。 - 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 - 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 - 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	2 研修計画を適切に立てているか。 3 研修の成果を活用しているか。	(1) 保育所保育指針第5章2	(1) 研修計画が適切に立てられていない。 (1) 研修の成果を活用していない。	B B
9 施設長(家庭的保育事業者含む)の責務	1 施設長は、特定地域型保育事業の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、特定地域型保育事業を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、特定地域型保育事業における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。	1 施設長はその職責を果たしているか。	(1) 保育所保育指針第5章2	(1) 運営管理上問題が生じている。 (2) 運営管理上問題が生じている（軽微な場合）。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	2 施設長は職務に専念する必要がある。	2 施設長が専任となっているか。	(1) 家庭的保育設備運営要綱第3条第3項 (2) 小規模保育設備運営基準要綱第9条第2項	(1) 施設長が専任となっていない。	C
	3 相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること（セクシュアル・ハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。	3 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。	(1) 均等法第11条、11条の2、第15条 (2) 平成18年厚生労働省告示第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」	(1) セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。	B
	4 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。	4 パワーハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか（令和2年6月1日施行）。	(1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 (2) 令和2年厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	(1) パワーハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。	B
	1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、区条例第41号及びその他の法令を満たす必要がある。	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1) 家庭設備運営基準第22条、第28条、第32条、第33条	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C
	2 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。	2 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。	(1) 家庭設備運営基準第10条、第22条、第28条、第32条、第33条 (2) 小規模保育設備運営基準要綱第5条第1項 (3) 家庭設備運営取扱3（1）、4 I（1）、II（2）、III（1） (4) 家庭的保育設備運営要綱第9条（2）ア、ウ、（5）、（6）、（7）	(1) 基準面積が不足している。	C
	〈家庭的保育事業者〉 ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 ② 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。 ③ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	〈小規模保育事業A型、B型〉 ① 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ② 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。 ③ 屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ④ 医務室、調理室及び便所を設けること。 〈小規模保育事業C型〉 ① 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ② 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上 ③ 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ④ 医務室、調理室及び便所を設けること。 ※家庭的保育所等は、他の社会福祉施設（例えば児童発達支援事業所）が併設されている場合において、交流（インクルーシブ保育）を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」） 3 特定地域型保育事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具及び遊具を備えること。				
		3 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 家庭設備運営基準第14条第3項	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B
		4 保育に必要な用具や遊具が備えられているか。	(1) 家庭設備運営基準第28条、第32条、第33条 (2) 小規模保育設備運営基準要綱第5条第2項、第3項 (3) 保育所保育指針第1章1(4)	(1) 用具・遊具等が備えられていない。 (2) 用具・遊具等の備えが不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	1 特定地域型保育事業所の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、事業の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 家庭設備運営基準第4条、第5条第6項 (2) 保育所保育指針第3章3、4 (3) (1)イ 東京都受動喫煙防止条例 (平成30年東京都条例第75号)	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。	C C C B
		2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 家庭設備運営基準第5条、第22条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 採光・換気等が悪い。	C
		3 保育室、便所等設備が清潔であるか。	(1) 家庭設備運営基準第14条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
		4 施設内にある用具（寝具、遊具等）が清潔であるか。	(1) 家庭設備運営基準第14条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
11 災害対策の状況	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任（解任）・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。 (2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 ＜業務内容＞ ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。 また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。	B B B
(1) 管理体制（防火管理収容人員（定員＋職員）が30人以上の場合 小規模保育所は小規模保育設備運営基準要綱において施設に備える書類		2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 防火対策	〈小規模保育事業所〉 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を３階以上に設ける場合は、カーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 家庭設備運営基準第２８条第７号、第３２条 (2) 小規模保育設備運営基準要綱第５条第６項 (3) 消防法第８条の３ (4) 消防法施行令第４条の３ (5) 消防法施行規則第４条の３	(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。	C
(3) 消防計画等 消防計画 収容人員（定員＋職員）が３０人以上の場合 小規模保育所は小規模保育設備運営基準要綱において施設に備える書類	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第３条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 (2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。 2 全ての事業者は、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・ 消防計画には、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。 3 区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。	1 消防計画を作成しているか。 2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。 3 事業所防災計画を作成しているか。 4 避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。	(1) 家庭設備運営基準第７条第１項 (2) 消防法第８条 (3) 消防法施行令第３条の２ (4) 消防法施行規則第３条 (1) 消防法施行規則第３条の２ (1) 家庭設備運営基準第７条第１項 (2) 震災対策条例第１０条 (3) (4) 消防庁告示第２号 (1) 水防法第１５条の３第１項、第２項	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。 (1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。 (1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。 (1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区長に報告していない。	C B C B B B
(4) 消防署の立入検査	消防法第４条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第４条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 防災訓練等	1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。 ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること（図上訓練は含まない）。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全員が参加して実施すること。 ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。 2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。 3 区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しその結果を区長に報告しなければならない。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。 2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。 3 地震想定訓練を実施しているか。 4 訓練結果の記録を整備しているか。 5 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し区長に報告しているか。	(1) 家庭設備運営基準第7条第2項 (2) 家庭的保育設備運営要綱第9条第3項 (3) 消防法施行令第3条の2第2項 (4) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ (1) 保育所保育指針第3章4(3)イ (1) 東京都震災対策条例第42条 (1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の4第2項 (1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2号5項 (3) 子発0625第1号「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組等について」	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。 (1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。 (1) 地震想定訓練を実施していない。 (1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。 (1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区長に報告していない。	C B B B B B B B
(6) 災害発生時等への備え	実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、特定地域型保育事業所として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。 ①特定地域型保育事業所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各特定地域型保育事業所でマニュアルを作成し、特定地域型保育事業所の防災対策を確立しておく必要がある。	1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保安設備	②地域の関係機関及び関係者との連携については、区の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。 また、家庭的保育事業所等は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 〈参考〉 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における事業継続計画等について」	2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B
	1 特定地域型保育事業所は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 消防法第17条の3の3	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	B
		2 消防用設備等の自主点検をしているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項	(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。	B
		3 点検後の不良箇所を改善しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項	(1) 不良箇所の改善を行っていない。	B
		4 避難器具を設置しているか。	(1) 家庭設備運営基準第7条1項、第22条第7項、第28条第7項、第32条、第33条 (2) 消防法施行令第25条	(1) 避難器具を設置していない。	B
	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。	(1) 家庭設備運営基準第28条、第32条、第33条 (2) 小規模保育設備運営基準要綱第5条5項 (3) 消防法施行令第24条	(1) 未設置である。	C
	(1) 区条例第41号による設置 小規模保育事業所が乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合 (2) 消防法施行令による設置 非常警報器具（警鐘、手動式サイレン、その他）収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。	6 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。	(1) 家庭設備運営基準第28条、第32条、第33条 (2) 小規模保育設備運営基準要綱第5条5項 (3) 消防法施行令第23条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
	3 消防機関へ通報する設備等の設置	7 自動火災報知機等を設置しているか。	(1) 消防法施行令第21条、第22条	(1) 未設置である。	C
	(1) 区条例第41号による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 小規模保育事業所が乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものはすべて） ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 安全対策	③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図ること。 外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 <例> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 ・ 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者の選任を行う。 1 安全計画 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に基づき必要な措置を講じなければならない。 策定した安全計画について家庭的保育事業者等は職員に周知し、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 家庭的保育事業者等は 利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 2 自動車を運行する場合の所在の確認 家庭的保育事業者等は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）	1 安全対策について、必要な措置を講じているか。 2 安全計画を策定しているか。 3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。 4 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。 5 「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。 6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)第3章4(1)、(2)(2)、(3) 雇児総発第0915第1号通知 (3) 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第74条の3 (4) 道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60条）第9条の9、1 (1) 家庭設備運営基準第7条の二 (1) 家庭設備運営基準第7条の三第2項	(2) 整備が不十分である。 (1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。 (1) 安全計画を策定していない。 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。 (1) 送迎バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	B C B C C C C C

保 育 内 容 編

目 次

1	保育の状況	1
(1)	保育所保育に関する基本原則	1
(2)	人権の尊重	2
(3)	養護に関する基本的事項	3
(4)	全体的な計画の作成	3
(5)	指導計画の作成	3
(6)	指導計画の展開	5
(7)	保育内容等の評価	6
(8)	保育の体制	6
(9)	整備すべき帳簿	7
(10)	保護者との連携	7
(11)	小学校等との連携	7
2	食事の提供の状況	8
(1)	食育計画	8
(2)	食事計画と献立業務	9
(3)	食事の提供	10
(4)	衛生管理	12
(5)	営業の届出等	14
(6)	調理業務委託	14
(7)	食事の外部搬入	15
3	健康・安全の状況	16
(1)	保健計画	16
(2)	児童健康診断	16
(3)	健康状態の把握	17
(4)	虐待等への対応	17
(5)	疾病等への対応	17
(6)	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	19
(7)	児童の安全確保	20

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
2	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に關しての留意事項について」	子保発0330第2号通知
3	平成26年4月30日厚生労働省令第61号「家庭的保育事業等の設備及び運営に關する基準」	家庭設備運営基準
4	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に關する基準」	特定運営基準
5	令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」	こ成事第175号通知
6	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
7	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に關する法律」	児童虐待の防止等に關する法律
8	令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に關する基本的な指針について」	子発0327第5号通知
9	令和6年10月18日6墨子施第1929号「各保育施設における保育体制の確認について(要請)」	6墨子施第1929号通知
10	平成27年3月26日26墨福子ど第2834号「墨田区家庭的保育事業所の設備及び運営の基準に關する要綱」	家庭的保育設備運営要綱
11	平成27年3月26日26墨福子ど第2933号「墨田区小規模保育事業所の設置及び運営の基準に關する要綱」	小規模保育設備運営基準要綱
12	平成26年9月30日条例第41号「墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に關する基準を定める条例」	区条例第41号
13	平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」	雇児発0218第2号通知
14	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
15	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
16	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に關する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
17	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に關する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
18	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
19	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
20	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
21	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
22	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
23	平成29年6月16日生食発0616第1号「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について	生食発0616第1号通知
24	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
25	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
26	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知

	関係法令及び通知等	略称
27	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
28	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
29	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
30	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
31	昭和23年7月13日厚生労働省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
32	令和2年8月5日薬生食監発0805号第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
33	平成9年6月30日衛食第201号「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」	衛食第201号通知
34	令和4年2月7日薬生食監0207第1号「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の一部改正について	薬生食監0207第1号
35	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
36	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
37	昭和33年4月10日法律56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
38	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
39	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
40	昭和58年4月21日児発第284号「保育所における嘱託歯科医の設置について」	児発第284号通知
41	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子どもへの虐待防止等に関する条例」	東京都子どもへの虐待の防止等に関する条例
42	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
43	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
44	昭和46年7月31日児発418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
45	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号通知
46	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について(通知)」	5福祉子保第3004号通知
47	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について(通知)」	府子本第679号通知
48	令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」	園外活動時の安全管理に関する留意事項
49	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
50	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号通知
51	令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
52	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況 (1) 保育所保育に関する基本原則	(役割) 特定地域型保育事業所(以下、事業所という。)は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 事業所における保育は、養護及び教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各事業所の実情に応じて、適切に行われなければならない。 (目標) 事業所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、事業所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行なわなければならない。 乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的に発達する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。 1歳児以上では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 事業所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、事業所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。 (方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項等に留意して保育しなければならない。 ① 一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ② 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③ 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。	1 保育の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針 第1章、第2章 (2) 子保発0300第2号通知 (3) 家庭設備運営基準 第25条、第30条、第32条、第36条 (4) 特定運営基準第44条 (5) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](3)	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 ⑥ 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。 (環境) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。事業所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。 (社会的責任) 事業所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該事業所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 事業所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。				
(2)人権の尊重					
ア 人格を尊重した保育	事業所は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない。 一人ひとりの子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。 事業所における保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育すること。	1 子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 保育所保育指針 第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②、③ (2) 家庭設備運営基準 第5条1項 (3) 特定運営基準第3条	(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人ひとりの人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 子どもを平等に取り扱う原則	事業所の職員は子どもや保護者の国籍、信条、社会的身分等による、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもや保護者の国籍、信条、社会的身分等によって差別的扱いをしていないか。	(1) 保育所保育指針第4章2(2) (2) 特定運営基準第24条、第50条	(1) 子どもや保護者の国籍、信条、社会的身分等により差別的な取扱いをしている。	C
ウ 虐待等の行為	事業所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (3) 保育所保育指針 第1章1(1)ア、エ、(5)ア (4) 家庭設備運営基準12条 (5) 特定運営基準 第25条、50条	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
エ 不適切保育防止	不適切保育とは虐待等と疑われる事案である。 区内保育施設等に従事するすべての保育士等は、不適切保育が起こってしまう背景や要因について理解を深め、それを未然に防止するための対策を知ること、園運営改善の取組の推進と保育の質の向上を目指さなければならない。 各保育施設においては、以下の事項等に留意し、安心、安全な保育環境づくりに努めなければならない。 ・午睡時における保育体制の確保 ・死角を作らない保育活動 (参考)「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(子ども家庭庁令和5年5月)、「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン」(墨田区令和7年3月)	1 不適切保育の未然防止の取組をしているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、3(5)ア、イ (2) 子発0327第5号通知 (3) 6墨子施第1929号通知	(1) 不適切保育防止の取組が不十分である。	B
(3) 養護に関する基本的事項	(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、事業所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。事業所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 全体的な計画の作成	事業所は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、事業所の保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各事業所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ (2) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](3)	(1) 全体的な計画を作成していない。 (2) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(5) 指導計画の作成					
ア 指導計画の構成	事業所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 短期的な指導計画を作成していない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 作成上の留意事項	子ども一人ひとりの発達過程や状況を十分踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 (1) 3歳未満児については、一人ひとりの子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 (2) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 (3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人ひとりの子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。 2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(2)イ (ア)、(イ)、(ウ)	(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	B B
ウ ねらい及び内容、環境構成	指導計画においては、事業所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(2)ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。 (2) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	B B
エ 生活リズムの調和	一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ 午睡の環境確保と配慮	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 安全な睡眠環境を確保しているか。 3 一律とならないよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ)④ 第1章2(2)イ(イ)④ 第1章3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。 (2) 安全な睡眠環境を確保していない。 (3) 一律とならないよう配慮していない。	C B B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障がいのある子どもの保育	障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障がいのある子どもの保育について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(2)キ 第3章2(2)ウ 第4章2(2)イ	(1) 障がいのある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障がいのある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(3)ア、イ、ウ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B B
	2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(3)エ、 第1章3(5)イ	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B
	3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、指導計画に基づく保育の内容の見直し等を行うための重要な記録簿である。 また、特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	3 保育日誌を作成しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(3)エ	(1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録が不十分である。	C B
		4 保育日誌の記録は十分か。			

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7)保育内容等の評価	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 ①保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。 ②保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、事業所全体の保育の内容に関する認識を深めること。 2 事業所は、自らその行う児童福祉法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 事業所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 事業所の自己評価を行うに当たっては、地域の実情や事業所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。 3 事業所は、評価の結果を踏まえ、当該事業所の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 参考 「保育所における自己評価ガイドライン」 (令和2年3月厚生労働省)	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 2 事業所の自己評価を行っているか。 3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(4)ア、(5) 第5章1(2) (2) 家庭設備運営基準 第5条3項、4項 (3) 特定運営基準第45条 (1) 保育所保育指針 第1章3(4)イ 第1章3(5) 第5章1(2) (2) 家庭設備運営基準 第5条3、4 (1) 特定運営基準第45条	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。 (1) 事業所の自己評価を行っていない。 (1) 評価結果を踏まえ、保育の内容の改善を図っていない。	B C B
(8)保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	事業所における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、入所している子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、事業所の長がこれを定めること。 開所時間は、原則として11時間とすること。 事業所は、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。 保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。 休所又は一部休所(事業所としては開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。)の理由とは、 (1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。	(1) こ成事第175号通知別紙1－2(2)第1－1[保育所](1) (2) 家庭設備運営基準 第24条、第30条、 第32条、第36条 (3) 家庭的保育設備運営要綱 第5条(1)、(2)	(1) 事業所の都合で保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 11時間の開所時間を確保していない。 (4) 全部又は一部休所している。 (5) 家庭保育を依頼している。	C C C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育士の配置	保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、家庭設備運営基準、小規模保育設備運営基準要綱に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。ただし、事業所の開所時間(延長を含む)を通じて常時2人を下回ってはならない。(児童がいない場合は、子保発0214第1号参照。)なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1人であり、かつ、常勤の保育士に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。	1 保育士を適正に配置しているか。	(1) 区条例第41号 第4条、第5条 (2) 家庭設備運営基準 第23条、第29条、第31条 第34条、附則6条 (3) 小規模保育設備運営基準 要綱第6条、第7条、第8条 (4) 雇児発0218第2号通知 (5) 子保発0214第1号通知	(1) 保育士を常時2人以上配置していない。 (2) その他不適正な事項がある。	C C
(9)整備すべき帳簿	1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。 2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。 3 事業者は保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)保育の提供に当たっての計画 (2)提供した保育に係る必要事項の記録 (3)区への通知に係る記録 (4)苦情の内容等の記録 (5)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 児童出欠簿を作成しているか。 2 児童票を作成しているか。 3 保育の提供に関する記録を整備し、保育の提供の完結の日から5年間保存しているか。	(1) 家庭設備運営基準第19条 (2) 特定運営基準第49条 (3) 家庭的保育設備運営要綱 第6条 (1) 保育所保育指針 第1章3(3)エ (1) 特定運営基準第49条第2項	(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録が不十分である。 (1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。 (1) 保育の提供に関する記録を整備し、保育の提供の完結の日から5年間保存していない。 (2) 記録の整備・保存が不十分である。	C B C B C B
(10)保護者との連携	事業所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、事業所の保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 そのための手段や機会として、3歳未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。	1 保護者との連携は十分か。	(1) 家庭設備運営基準 第26条、第30条、 第32条、第36条 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ) 第2章1(3)、4(3) 第3章1(1)、(3) 第4章2(1)ア (3) 特定運営基準 第18条、第50条 (4) こ成事第175号通知別紙1－ 2(2)第1－1[保育所](3)オ	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B
(11)小学校等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 連携に努めているか。	(1) 特定運営基準 第11条、第50条	(1) 連携に努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況	(事業所の特性を生かした食育) 子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 事業所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。 (食育の環境の整備等) 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環、環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、区の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 参考 :厚生労働省 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月) 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(平成16年3月29日)		(1) 保育所保育指針 第3章2 (2) 食育基本法 (3) 子発0331第1号通知 (4) 雇児保発第0329001号通知 (5) 家庭設備運営基準 第15条、第16条 (6) 家庭的保育設備運営要綱 第10条		
(1)食育計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。	1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章2(1)ウ (2) 雇児保発第0329001号通知 (3) 子保発0401第2号通知	(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2)食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、事業所や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。 2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。 3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。	1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。 2 給与栄養量の目標を設定しているか。 3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。	(1) 子発0331第1号通知 (2) 子母発0331第1号通知 (3) 家庭設備運営基準第15条2項 (4) 食事による栄養摂取量の基準 (1) 食事による栄養摂取量の基準 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (1) 子母発0331第1号通知3(2)	(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。 (1) 給与栄養量の目標を設定していない。 (1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。	B B B
イ 献立の作成	事業所において、児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。 献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がりがつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。 献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。 日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。 例示 ・3歳未満、3歳以上児の区分がある。 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。	1 献立表を適切に作成しているか。	(1) 家庭設備運営基準第15条2項 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 献立表を作成していない。 (2) 予定献立の記載が不十分である。 (3) 責任者の関与がない。 (4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所に見られる。 (7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	C B B C B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 給食材料の用意、保管	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続き)受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 家庭設備運営基準第15条 (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](3) (3) 雇児総発0307001号通知 (4) 社援施第97号通知	(1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (4) 発注に当たって責任者の関与がない。	C C B B
(3)食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 家庭設備運営基準第15条 (1) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](4)	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。	B C C
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人ひとりの子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには、望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 (1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児の食事は、一人ひとりの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第3章2(2)ウ (2) 家庭設備運営基準 第15条、第16条1項四 (1) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (2) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(イ)①③、 第2章1(2)ア(ウ)②、 第2章1(3)ウ、 第2章2(2)ア(イ)②④、 第2章2(2)ア(ウ)②④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 参考 「授乳・離乳の支援ガイド」(2019年3月厚生労働省) 3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。 子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 ※具体的な対応については 3 健康・安全の状況 (5)参照 参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月厚生労働省) 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(平成30年3月東京都福祉保健局) 子供を預ける施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(平成30年3月東京都福祉保健局)	3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)② 2(2)ア(ウ)② (2) 子発0331第1号通知	(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギー対策が不十分である。	C B
	食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、事業所外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお食事の中止等の理由とは、 (1)感染症の発生に伴う保健所の指示 (2)調理室の改築・修繕等 (3)非常災害等で給食することが不可能などである。	1 施設の都合で食事を中止していないか。	(1) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第2章3(2)ア(イ)⑤ (2) 子母発0331第1号通知	(1) 食事の提供を中止している。 (2) 間食を提供していない。 (3) その他不適正な事項がある。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4)衛生管理	食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。 ※HACCPに沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書(「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等(厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載))を参考にして、HACCPに沿った衛生管理を実施することも可能とされている。 (参考)薬生食監発0805第3号通知 ※家庭的保育事業所は、令和4年4月墨田区子ども施設課「家庭的事業における給食提供ガイドライン」を参照のこと。				
ア 検便	食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか。) 2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 労働安全衛生規則第47条、第51条 (2) 家庭設備運営基準 第17条4項 (3) 家庭的保育設備運営要綱 第8条4項 (4) 社援施第97号通知 (5) 生食発0616第1号通知 (6) 社援施第65号通知 (7) 食品衛生法第51条、第68条 (8) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (9) 薬生食監発0805第3号通知 (10) 衛食201号通知 (11) 雇児発第0120001号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等) (1) 検査結果を適切に保管していない。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 事業所の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。 事業所の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 家庭設備運営基準 第17条4項 (2) 生食発0616第1号通知 (3) 社援施97号通知 (4) 社援施第65号通知 (5) 食品衛生法第51条、第68条 (6) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17、別表第18 (7) 食品衛生法施行令第34条の2 (8) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。（下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等） (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
		2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 家庭設備運営基準 第14条1項 (2) 生食発0616第1号通知 (3) 社援施第65号通知 (4) 食品衛生法第51条、第68条 (5) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3 別表第17、別表第18 (6) 食品衛生法施行令第34条の2 (7) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C B C
ウ 食中毒事故対策	1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等）には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。 食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は、衛生知識の向上に努めること。	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(1) (2) 家庭設備運営基準 第14条2項 (3) 社援施第97号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](6) (5) 食品衛生法第51条、第68条 (6) 食品衛生法施行規則第66条の2、66条の3 別表第17、別表第18 (7) 食品衛生法施行令第34条の2 (8) 薬生食監発0805第3号通知 (9) 雇児発第0120001号通知 (10) 衛食第201号通知 (11) 社援施第65号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 営業の届出等(集団給食施設) ア 営業の届出(集団給食施設)	2 検食を食事提供前に行い(外部搬入も含む)、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	2 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発0307001号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
	3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。	3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 雇児発第0222001号通知 (3) 社援施第97号通知 (4) 児企第26号通知	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B
	4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。 ※家庭的保育事業所は、令和4年4月墨田区子ども施設課「家庭的事業における給食提供ガイドライン」を参照のこと。	4 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 生食発0616第1号通知 (2) 社援施第65号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B
	集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所有地、名称などについて、施設の所有地を管轄する保健所等に届け出なければならない(令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については令和3年11月30日までに届け出なければならない)。 なお、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、委託業者は通常の業務と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。	1 営業の届出をしているか。	(1) 健康増進法第20条 (2) 食品衛生法第57条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第70条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の選任	集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
(6) 調理業務委託	調理業務については、事業所が責任をもって行えるよう、事業所の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果し得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 調理業務を委託する場合は、事業所や保健所、区の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を順守すること。 また、契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。	1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	(1) 児発第86号通知 (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](7)	(1) 調理業務委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。 (3) 食事の質が確保されていない。 (4) 施設内の調理室を使用して調理していない。 (5) 栄養面での配慮がされていない。 (6) 施設が行う業務を行っていない。 (7) 施設が行う業務が不十分である。	C C C C C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 食事の外部搬入	① 受託業者に対して、事業所側から必要な資料の提出を求めることができること。 ② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと事業所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても事業所側において契約を解除できること。 ③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 ④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため事業所に損害を与えた場合は、受託業者は事業所に対し損害賠償を行うこと。 ⑤ 事業所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 ⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 ⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 ⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。 事業所は、児童に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法により行うことが原則である。 しかしながら、以下の(1)から(4)の要件をいずれも満たした事業所については、家庭設備運営基準第15条第1項の規定にかかわらず、後述の①から④までに規定する搬入施設から食事を搬入することを可能としている。この場合において、当該施設での食事の提供について上記の方法によることとしても、事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 利用乳幼児に対する食事を提供する責任が当該事業所にあり、当該事業所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。 (2) 当該事業所又は他の施設、保健所、区の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者については、当該事業所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とする。 (4) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	1 提供する食事を事業所外で調理し、運搬する場合、条例で定める基準を満たしているか。	(1) 家庭設備運営基準第16条	(1) 条例で定める基準を満たさずに、提供する食事を当該事業所外で調理し搬入している。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況	＜食事の搬入を行う施設＞ ① 連携施設 ② 当該事業所と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等。 ③ 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場。 ④ 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者として区が適当と認めるもの。家庭的保育事業者が家庭的保育者の居宅において家庭的保育事業を行う場合に限る。) 子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。また、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。				
(1) 保健計画	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2) 児童健康診断	事業所の長は、入所したのに対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	1 健康診断を適切に行っているか。 2 健康診断の記録を作成しているか。 3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 学校保健安全法 13条、第17条 (2) 学校保健安全法施行令 (3) 学校保健安全法施行規則 (4) 保育所保育指針 第3章1(2)イ (5) 児発第284号通知 (6) 家庭設備運営基準第17条 (7) 小規模保育設備運営基準 要綱第10条 (8) 家庭的保育設備運営要綱 第8条 (1) 保育所保育指針 第3章1(2)イ (2) 家庭設備運営基準 第17条3項 (1) 保育所保育指針 第3章1(2)イ	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。 (3) 実施時期・方法等が不適切である。 (1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C C B C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3)健康状態の把握	1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 2 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	1 日々の健康状態を観察しているか。 2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。 3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ)① 第3章1(1)イ (1) 保育所保育指針 第3章1(1)イ (2) 家庭設備運営基準26条 (3) 特定運営基準 第3条3項、 第18条、第50条 (1) 保育所保育指針 第3章1(1)ア	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	C B C B B
(4)虐待等への対応	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関(子育て支援総合センター、嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに区又は子育て支援総合センターに連絡し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。 2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (2) 児童福祉法第25条 (3) 保育所保育指針 第3章1(1)ウ 第4章2(3)イ (4) 家庭設備運営基準第12条 (5) 特定運営基準 第3条4項 (6) 東京都子どもへの虐待の防止等に関する条例第7条 (7) 子発0228第2号通知 (8) 子発0228第3号通知	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C
(5)疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(3)ア (2) 家庭設備運営基準第26条 (3) 特定運営基準 第3条3項、 第18条、第50条	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 感染症	感染症やその他の疾病の発生予防に努めること。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常の実施する必要がある。 子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染症予防対策の例) ・タオル・コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールブルー等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月厚生労働省） 感染症やその他の疾病の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 感染症の予防対策を講じているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(3)イ (2) 家庭設備運営基準 第14条2項 (3) 雇児発第0222001号通知	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。	C B
		2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(3)イ	(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない。又は不十分である。	B
		3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 再発防止対策に、事業所全体で取り組んでいるか。	(1) 家庭設備運営基準 第14条2項 (2) 保育所保育指針 第3章1(3) (3) 雇児発第0222001号通知	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B
		4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等に報告しているか。	(1) 雇児発第0222001号通知	(1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。	B
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、事業所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (対策例) ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ・生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 参考 保育所保育指針 第3章1(3) ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月厚生労働省） 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる 等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 ・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。 施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子供の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(3)ウ 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても、子どもの発達状況により仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては、特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 (対策例) ・児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかりと確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。) ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。(子どもから目を離さない。子ども全員が見える位置につく、死角を作らない。) ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを1人にしない。(子どもだけにしない。) ・保育室内の禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) 参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針 第2章1(3)ア 第3章1(3)イ 第3章3(2)ア、イ (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)〔共通通項〕(2) (3) 30福保子保第3635号通知 (4) 児発第418号通知 (5) 雇児総発第402号通知 (6) 5福祉子保第3004号通知 (1) 保育所保育指針 第2章1(3)ア 第3章1(3)イ 第3章3(2)ア、イ (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) 第2〔共通通項〕(2) (3) 30福保子保第3635号通知 (4) 児発第418号通知 (5) 雇児総発第402号通知 (6) 5福祉子保第3004号通知	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。 (1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7)児童の安全確保 ア 事故防止	1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対策例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 児童の事故防止に配慮しているか。 ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章1(4)イ 第2章2(2)ア(イ)② 第3章3(2)ア、イ (2) 特定運営基準 第32条、50条 (3) 府子本第679号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5) (5) 園外活動時の安全管理に関する留意事項 (1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマス会や年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ・職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。	3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 4 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5) (1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。 (1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 損害賠償保険	参考 「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)) 「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎にあたっての安全管理等の徹底について(通知)令和4年11月28日付墨田区子ども・子育て支援部事務連絡) ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	5 プール活動を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) (5) 府子本第679号通知	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B
	2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知 別添-2-1(職員の共通理解と所内体制)及び(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保)	(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B
	3 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。	7 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。	(1) こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第1-1〔保育所〕(5)	(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。。	C B
	損害賠償保険等に参加することによって、事故に対する補償について万全を期すこと。	1 損害賠償保険等に参加しているか。	(1) 特定運営基準 第32条、第50条	(1) 損害賠償保険等に参加していない。	B
		2 損害賠償保険等の内容が適切か。		(2) 損害賠償保険等の内容が不適切である。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 事故発生時の対応	1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに事業所全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 事業所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。 2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ①死亡事故 ②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業所の長が報告を必要と認めた場合 ⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥ その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。 2 報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(3)ア (2) 特定運営基準 第18条、第32条、第50条 (3) 家庭設備運営基準 第26条、第30条 32条、36条 (4) 30福保子保第3635号通知 (5) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (6) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7) (1) 特定運営基準 第32条、50条 (2) 家庭設備運営基準 第14条2項、 (3) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (4) こ成安第44号通知 (5) 6福祉子保第5649号通知 (6) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。 (1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B C B

編 理 經 計 會

目

次

I	社会福祉法人の会計経理	1
II	共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理	1
1	収益	
(1)	利用者負担額の受領	1
2	利益供与等の禁止	2
3	記録の整備	2
4	公定価格	
(1)	各加算の状況等	2
(2)	虚偽等の場合の返還措置	2
5	支出	2
III	社会福祉法人以外の者の会計経理	3
(1)	経理処理等	3
(2)	経理規程（経理規程を制定している者）	3
(3)	その他	3

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	関係法令及び通知等	略 称
1	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	特定運営基準
2	令和5年5月19日 こ成保38・5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
3	令和6年4月12日こ成保227・6文科初第153号通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	こ成保227
4	令和7年4月11日こ成保296・7文科初第250号通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	こ成保296
5	平成26年12月12日雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
I 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。【※】	※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項(評価)については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。			
II 共通(社会福祉法人とそれ以外の者)の会計経理					
1 収益 (1)利用者負担額の受領(上乗せ徴収、実費徴収を行っている場合)	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ・日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品 ・特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ・特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ・上記に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 特定地域型保育事業者は、費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 特定地域型保育事業者は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない(ただし、特定運営基準第43条第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。)	1 徴収金額及び使途は適切か。 2 当該費用に係る領収証を交付しているか。 3 質の向上を図る費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、文書による同意を得ているか。 4 便宜に要する費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得ているか。	1 特定運営基準第43条第3項、第4項 2 墨田区小規模保育事業所の設備及び運営の基準に関する要綱第13条 3 墨田区家庭的保育事業所の設備及び運営の基準に関する要綱第6条 1 特定運営基準第43条第5項 1 特定運営基準第43条第6項 1 特定運営基準第43条第6項	1 教育・保育給付認定保護者に負担させることが妥当と思われる費用を徴収している。 2 徴収金額が著しく不適切である。 3 徴収金額が不適切である。 4 徴収簿等を作成していない。 5 徴収簿等の内容に不備がある 1 領収証を交付していない 1 質の向上を図る費用に関し、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、文書による同意を得たことが記録されていない。 1 便宜に要する費用に関し、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を説明し、同意を得たことが記録されていない。	C C B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 利益供与等の禁止	特定地域型保育事業者は、利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(以下「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該地域型保育事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 金品その他の財産上の利益を供与していないか。 2 金品その他の財産上の利益を収受していないか。	1 特定運営基準第50条(第29条第1項を準用) 1 特定運営基準第50条(第29条第2項を準用)	1 金品その他の財産上の利益を供与している。 1 金品その他の財産上の利益を収受している。	C C
3 記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 小規模保育事業所には、経理規程、予算関係書類、証憑書類(契約書、請書、請求書、納品書、領収書等)、会計帳簿類、決算関係書類、利用者負担額等の受領にかかる書類、地域型給付費・補助金関係書類を整備し、備え付けておかなければならない。 家庭的保育事業者は、会計に関する諸記録として、経理関係書類、予算関係書類、証憑書類(契約書、請求書、領収書、納付書、備品台帳等)、会計帳簿類、決算関係書類、利用者負担額等の受領にかかる書類、地域型給付費・補助金関係書類を整備し、5年間保存しなければならない。	1 記録を整備しているか。 2 記録を整備し、備え付けているか。 3 記録を整備し、5年間保存しているか。	1 特定運営基準第49条1 1 墨田区小規模保育事業所の設備及び運営の基準に関する要綱第13条 1 墨田区家庭的保育事業所の設備及び運営の基準に関する要綱第6条	1 記録を整備していない。 2 記録が不十分である。 1 記録を整備し、備え付けていない。 2 記録の整備状況が不十分である。 1 記録を整備し、適切に保管していない。 2 記録の整備状況が不十分である。 3 5年間保存していない。	C B C B C
4 公定価格 (1)各加算の状況等	公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件に基づいて、適正に認定を受ける必要がある。	1 公定価格の算定に際して、必要な要件を満たしているか。	1 留意事項通知第1(1)、別紙5,6,7 2 こ成保227 第4,2、第5,2 こ成保296 第2	1 必要な要件を満たしていない。	C
(2)虚偽等の場合の返還措置	施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けている場合には、既に支給された加算等の全部又は一部を返還しなければならない。	1 虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けている場合に、既に支給された加算等の全額又は一部を適正に返還しているか。	1 留意事項通知第5	1 適正に返還していない	C
5 支出	地域型給付費等は特定地域型保育等に要する費用に支出されるものであることから、社会通念に照らして、給付費本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出があつてはならない。	1 不適切な支出が疑われる事例がないか。	1 地域型保育給付費等に係る支出について(令和5年12月8日こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)	1 あきらかに不適切な支出がある。 2 支出内容に疑義がある。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
Ⅲ 社会福祉法人以外の者の会計経理					
(1)経理処理等	社会福祉法人以外の者による特定地域型保育事業者の経理処理については、1212第6号通知の第1の3(4)に基づく認可条件等により、経理処理を行う必要がある。 なお、簡潔明瞭な会計処理を行う観点から、地域型保育給付費については、会計基準に基づく会計処理を行うことが望ましい。	1 収支計算書または損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。 2 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、特定地域型保育事業に係る以下の書類を作成すること。 (1)企業会計の基準による貸借対照表(流動資産および流動負債のみを記載)を作成しているか。 (2)雇児発1212第6号通知別紙1の借入金明細書を作成しているか。 (3)雇児発1212第6号通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。 3 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して区に提出しているか。 ・前会計年度末における貸借対照表 ・前会計年度の収支計算書または損益計算書 ・企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、雇児発1212第6号通知別紙1の借入金明細書、雇児発1212第6号通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書 ・その他会計に関し区が必要と認める書類	1 特定運営基準第50条(33条を準用) 2 雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ 1 特定運営基準第49条1、第50条(33条を準用) 2 雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ 3 墨田区家庭的保育事業等認可要綱(R2.4.1以降開設の施設に適用) 1 雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ 2 墨田区家庭的保育事業等認可要綱(R2.4.1以降開設の施設に適用)	1 収支計算書または損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けていない。 1 企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)を作成していない。 2 借入金明細書を作成していない。 3 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成していない。 1 提出していない。 2 一部不備がある。	C C C C B
(2)経理規程(経理規程を制定している者)	経理規程に従い適正な会計処理を行う必要がある。	1 経理規程に従って会計処理が行われているか。		1 経理規程等に従って会計処理が行われていない。	B
(3)その他		1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。 2 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して問題がある。	C B